

# みどり おおしょう 水土里ネット大庄だより

第18号

発行 令和元年7月5日

大庄土地改良区

富山市東福沢1818

TEL・FAX 076-483-1682

E-mail o-dokai@pu.ctt.ne.jp

◆令和元年6月30日現在の状況 組合員数432名 賦課面積464.7ha

## 【 理事長の挨拶 】

理事長 細田 秀直



組合員の皆様には日頃から、当土地改良区の業務運営並びに事業推進にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

今年は、5月1日に新元号“令和”がスタートいたしました。昭和・平成と築かれてきた資産を維持管理し、新たな時代に引き継いでいくことが我々の責務とっております。

さて、最も身近な法律である“土地改良法”の一部改正が行われ、今年4月1日より施行されました。改正の背景といたしましては、組合員の高齢化や土地持ち非農家の増加などにより、土地改良施設の維持管理や更新などが適切に行えなくなる恐れがあることから、土地改良区の事業運営体制を見直すものであります。

次に、当土地改良区の近況につきまして、まず合併についてですが、今年1月大山地域の大庄、上野用水、文珠寺、福沢の4土地改良区に常西用水、月岡、熊野、蜷川、広田用水の5土地改良区を加えた9土地改良区が参加して組織体制の強化についての意見交換会が開催されました。参加者からは、組合員の高齢化と施設の老朽化により、維持管理が厳しい状況であり、継続して補助事業を導入しなければなりません。負担財源や技術職員の確保が難しいことから、“合併を含めた体制強化が必要である”という意見に集約されております。

次に、経営状況についてですが、令和元年度予算の収入財源は、組合員からの賦課金が約40%、補助金交付金等が約20%、繰越金その他が約20%で、残りの20%については特別会計の積立金を取り崩し運営せざるを得ない非常に厳しい環境にあります。今後も老朽化した施設に補助事業を取り入れながら改修していくためには、経常賦課金単価の値上げが必要不可欠となっております。

過去の総代会で経常賦課金単価の値上げについて協議しており、一度承認をいただいておりますが、事務局体制の見直し等により実質的な値上げには至らなかった経緯があります。

現在、10アール当たりの経常賦課金は、全国平均が約3,000円、富山県平均が約2,000円となっており、当大庄土地改良区は1,100円という現状からして、今後の補助事業や改正土地改良法の対応のための費用負担を考慮すると1,800円から2,000円の範囲で設定致したいと考えております。

この3月の総代会において、令和2年度より賦課金単価の値上げについて、総代の皆様にご説明したところ、おおむねご理解をいただいております。

先人達の努力の積み重ねにより守られてきた農業・農村を次世代に引き継いでいくためにも組合員の皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 1. 第58回通常総代会開催

第58回通常総代会が、去る 3月23日(土) 午前10時より 大庄地区コミュニティセンターにおいて開催されました。

総代現員30名のところ25名の出席で野口康男総代(上大浦)を議長に選出し、議案12件について慎重審議の結果、全議案を原案通り承認及び可決されました。



( 第58回通常総代会の様子 )

### 承認いただいたこと・話合ったこと

- 定款・規約・処務規程の見直しを行い、承認をいただきました。
- 来年度に向けて賦課金アップの必要性を説明し、理解をいただきました。
- 今後の土地改良区法改正におけるスケジュールなどを説明しました。

## 2. 平成29年度 一般会計・特別会計収入支出決算

区 分	収入合計	支出合計	差引残高	
一 般 会 計	45,277,482 円	42,823,462 円	2,454,020 円	
特別会計	農地転用決済金	9,321,767 円	2,500,000 円	6,821,767 円
	運用積立金	4,506,679 円	2,500,000 円	2,006,679 円
	職員退職給与積立金	4,056,691 円	0 円	4,056,691 円

## 3. 平成29年度 財産目録

- 資産合計(流動資産・固定資産) 15,553,337 円
- 負債合計(特定資産) 12,885,137 円

## 4. 令和元年度 一般会計・特別会計収入支出予算

区 分	収入合計	支出合計	
一 般 会 計	13,693,000 円	13,693,000 円	
特 別 会 計	農地転用決済金	3,712,000 円	3,712,000 円
	運用積立金	7,301,000 円	7,301,000 円
	職員退職給与積立金	4,735,000 円	4,735,000 円

## 5. 令和元年度 賦課金徴収について

### ●賦課対象基準日

賦課金は、平成31年4月1日現在の土地原簿により算出しており、**令和元年7月31日(水)**に口座振替にて徴収予定です。

なお、ご自身で振込される方は7月30日(火)までにご入金をお願いします。

賦課金の種類	経常賦課金 (1,000㎡当り)	工事賦課金
負担金	1,100円	事業費×a% (a=事業による賦課割合)
対象	全地区	事業関係集落
納付期日	R元. 7. 31 (水)	事業完了後

### お知らせ

H29年度より**ゆうちょ銀行(郵便局)口座**を新たに設けたことにより、賦課金をお近くの**ゆうちょ銀行ATM**より土地改良区口座へ振込むことができます。

あおば農協に口座をお待ちでない方・お待ちでも口座振替の登録をされていない方等ご利用下さい。

(ゆうちょ銀行間の振込手数料は月に1回無料の為、その都度ご確認をお願いします。手数料が発生した場合は組合員の負担となりますことをご了承ください。)

おわかりにくい点がございましたら、なんなりとご相談ください。

## 6. 令和元年度 転用決済金(1㎡当り)について

全地区	50円
-----	-----

## 7. 土地改良事業について

### ●平成30年度実施事業

事業名	実施地区	事業内容	請負業者	事業費
県単独事業	花崎地区	用水路改良工事 (211.7m) w300 → 400 mm	(有)ガーズ・クリエイティブ	5,900,000 円
市単独事業	田島地区	用水路支線改良工事 (5m) ボックスカルバート 300 × 300 mm	(有)斎喜組	626,400 円
	下番地区	用水路支線嵩上げ等修繕工事 (13m)	常南工業(株)	324,000 円
	上大浦地区	(災害復旧事業) 大浦用水路土砂堆積排除作業	(有)ガーズ・クリエイティブ	216,000 円

### ●令和元年度 実施予定事業

馬瀬口地内において、市道横断用水路の改修工事を稲刈り後に着工する予定です。工事中の通行においては、ご迷惑をおかけするかとありますが、ご協力いただきます様、宜しくお願いします。

## 令和 2年度の予定

- 経常賦課金のアップを予定しております。
- 8月に総代、9月に役員（理事・監事）の任期が満了になりますので、総代及び役員の選出にご協力をお願いいたします。

### 【土地改良法の改正により】

- 総代選挙の管理が、選挙管理委員会より土地改良区に変更になります。
- 次期役員より、耕作者理事を3/5以上、員外監事を1名以上選任する必要があります。
- 令和4年4月より複式簿記へ移行するための諸準備が必要となります。今年度は、上記の変更に向けて準備を行っていきます。

ホームページを開設しました 是非ご覧ください！

URL <http://www.tym-midori.net/ohsho/>

富山市土地改良協議会の功労賞受賞！

平成31年4月23日、第14回定期総会において

中大浦集落理事 田島 彰氏が功労賞を受賞されました。（高見隆夫会長より授与される田島理事）



## こんな場合手続きが必要です！！

### ▼ 組合員に変更があった場合（例えば）

- 本土地改良区の地区内で 農地の移動(売買・交換等)をする場合
- 生前一括贈与又は死亡により名義変更する場合
- 農業者年金等により経営移譲する場合
- 組合員の住所が変更になる場合

### ▼ 農地を転用又は、公共用地(道路等)に買収された場合

### ▼ 土地改良施設等を他目的に使用する場合（例えば）

- 土地改良施設用地を出入口等に使用され、用排水路に橋等(鉄板舎)を架ける場合

## ご注意していただきたい事

組合員の資格に変更があっても、届け出がない場合は、今まで通りの組合費をお支払いいただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

- ★ ほ場整備地区内の田については、現況が田として利用されていなくても組合費がかかります。 宅地等に変更する場合は、農地転用の申請が必要になります。
- ★ 公共用地として買収された農地について、公共機関で手続きを行なっても、土地改良区に届出がなければ、土地台帳の修正は行なわれず、組合費が賦課されますので、必ず届け出てください。

★★★ 詳しい手続きは、当土地改良区にご相談ください。 TEL483-1682 ★★★